

第68回

大阪市消費者保護審議会

議 事 録

令和 7 年12月10日

大 阪 市 市 民 局

第 68 回大阪市消費者保護審議会 議事録

日 時 令和 7 年 12 月 10 日（水）
午後 3 時 10 分～40 分
場 所 大阪市役所本庁舎 4 階 市民局第 4 ～ 6 会議室
（対面及び Microsoft Teams によるウェブ会議の方法により開催）

次 第

1 開 会

2 市民局区政支援室長あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

- （１）諮問案件（大阪市消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準について）
に対する答申について
- （２）その他

5 閉 会

出席者

(1) 委員 (13 名)

(敬称略・50 音順)

新 居	由 莉 [※]	(公社)消費者関連専門家会議西日本支部 支部啓発交流部会部会長
稲 本	雅 子	公募委員
上 田	希代子 [※]	(公社)全国消費生活相談員協会関西支部
北 村	嘉 成 [※]	近畿百貨店協会事務局長
佐 伯	知 子 [※]	常葉大学教育学部生涯学習学科准教授
高 橋	克 明 [※]	大阪商工会議所流通・サービス産業部課長
番 田	晶 子 [※]	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会西日本支部副支部長
松 井	和 彦 [※]	大阪大学大学院高等司法研究科教授
松 井	元 子 [※]	京都府立大学名誉教授
松 尾	善 紀 [※]	弁護士
松 永	由 美 [※]	公募委員
水 野	吉 章 [※]	関西大学法学部教授
山 口	悟 朗	大阪市区市政改革委員長

(2) 市側

市民局区政支援室長	小 林	卓 示
市民局区政支援室地域安全担当部長	井 元	賢 二

(3) 事務局 (大阪市消費者センター)

所長	中 川	龍
副所長	木 田	学
副所長	姫 野	洋 二
担当係長	積 光	利 枝
担当係長	熊 野	勇 一
担当係長	久 村	拓 也 [※]

※は web 会議により出席

第 68 回大阪市消費者保護審議会議事録

○事務局

大変お待たせいたしました。ただいまから第 68 回大阪市消費者保護審議会を開催させていただきます。本日は委員の皆様方には大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、消費者センター担当係長の積光でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、現在の出席状況についてご報告をいたします。大阪市消費者保護審議会規則第 6 条第 2 項の規定により、当審議会 19 名の定数のうち、本日 13 名の委員にご出席を賜っており、過半数を超えておりますので、本会は有効に成立しています。

本日の会議の公開・非公開についてですが、大阪市消費者保護審議会運営要領第 3 条により原則公開とされておりますが、本日は大阪市消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準について、大阪市からの諮問に対する答申の審議検討を予定しております。

この議案には、事業者が遵守すべき基準の改正にかかる内容を含むため、この情報が公開されると、外部からの影響を受けることなどにより、自由かつ率直な意見を述べるのが不可能となります。

大阪市消費者保護審議会運営要領第 3 条第 1 項ただし書きの「会議を公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され、調査審議の目的が達成できないと認められるとき」に該当をするため非公開といたします。

それでは、お手元の会議次第に従って進めてまいりたいと存じます。

まず、開会にあたりまして、本市を代表しまして、小林市民局区政支援室長からご挨拶を申し上げます。

○小林区政支援室長

皆様こんにちは。大阪市市民局区政支援室の小林でございます。委員の皆様方には平素から消費者行政を始めといたしまして、本市行政の各方面にわたりまして、多大なご支援、お力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本日は大変お忙しいところ、本審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。9 月に開催いたしました前回の審議会におきまして、大阪市消費者保護条例に基づきます、商品の品質表示基準について諮問をさせていただいたところで

す。以降、短期間でございましたが、精力的にご審議を賜り、本日答申を頂戴する予定でございます。本基準のうち、調理冷凍食品に係る基準は、国での改正施行が来年4月に迫っておりまして、早急な対応が必要でございました。そこで、商品表示の適正化部会を新たに設置いただき、当部会で、基準の改正についてご検討いただいたところでございます。食品供給のグローバル化の進展も踏まえまして、本市におきましても、消費者の皆様方にとって合理的でわかりやすいだけではなく、事業者の方々にとりましても、消費者の選択に必要な情報を提供しやすいようにシンプルな基準に転換していくことにより、適正な表示及び取引行為などが行われる環境を整備してまいりたいと考えてございます。

方針を頂戴いたしました後は、市民の方からの意見公募を行いまして、来年4月から改正基準を施行してまいります。本日は委員の皆様方からどうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○事務局

続きまして、Web会議における注意事項をご説明いたします。本日、Web会議を基本に13名の委員の方にご出席いただいております、11名がWebにてご参加いただいております。

Webでご出席の委員は、カメラをオンにして、音声はミュートにさせていただきますようお願いいたします。ご発言される場合は、画面にある挙手ボタンでお知らせいただければ、こちらよりご指名いたしますので、ミュートを解除の上、ご発言をお願いいたします。

なお、挙手ボタンがうまくいかない場合などは、実際に画面に映るように挙手いただければ結構ですが、司会が気づかず進行してしまった場合はお声掛けをお願いいたします。

次に、委員の方々を紹介させていただきます。

資料に五十音順の委員名簿を添付させていただいておりますので、その名簿に沿って順にご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びしますので、ご一礼くださいますよう、よろしくお願いいたします。

～委員紹介～

○事務局

なお、本日、植木委員、谷田委員、西島委員、張委員、森委員、安森委員におかれましては、所用のためご欠席をされております。また、お名前をご紹介した委員のうち、安森委員におかれましては、新たにご就任をいただきました。

次に、消費者センターの出席者を紹介いたします。

～消費者センター出席者紹介～

○事務局

以上で紹介を終わらせていただきます。

それでは、議題に入る前に、会議資料の確認をさせていただきます。WEB 出席の委員の皆様にもメールで関係資料を送付させていただいております。

～資料確認～

続きまして、審議会規則第7条におきまして、市長が任命する審議会幹事は、関係局局長を幹事としておりまして、幹事名簿を先ほど紹介した資料の中に添付させていただいておりますので、ご参照ください。

それでは、以後の議事進行につきましては、松井会長にお願いしたいと存じます。

松井会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○松井会長

大阪大学の松井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題の方に入ってまいりたいと思います。お手元の会議次第に従って進めて参りたいと存じます。まず、議題（１）諮問案件「大阪市消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準について」、こちらに対する答申について審議をしたいと思います。この案件につきましては、前回、9月の審議会におきまして、大阪市から諮問を受けまして、調査審議するための「商品表示の適正化部会」を新たに設置しました。その部会を開催して調査検討した結果を、本日、部会からご報告いただいて、審議をするということになります。それでは部会での調査審議結果につきまして、ご報告をお願いしたいと思いますので、「商品表示の適正化部会」の松尾部会長、よろしくお願い致します。

○松尾商品表示の適正化部会長

はい。ただいまご紹介いただきました「商品表示の適正化部会」の部会長をしております、弁護士の松尾です。大阪市消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準に

ついて、この間の経過についてご説明させていただきます。

消費者保護審議会の商品表示の適正化部会設置要領第6条で、部会長が適正化部会の調査審議結果を審議会に報告することになっておりますので、これに基づきまして、部会での審議結果について、ご報告させていただきます。まず大阪市の消費者保護条例の第13条に規定する事業者が遵守すべき表示基準といて、調理冷凍食品について規定してるんですけれども、その中で食品表示基準（平成27年内閣府令第10号別表第19）にかかる調理冷凍食品を除くと規定されておまして、今回諮問のきっかけとなりました国の食品表示基準の一部改正によりまして、令和8年、来年4月1日から調理冷凍食品にかかる個別表示ルールである先ほどの別表第19を含めた全部事項が削除されます。それに伴って大阪市の条例に規定する表示基準についても、改正を検討しようということになりました。これを受けまして9月5日の大阪市の消費者保護審議会におきまして、大阪市長から審議会会長に宛てて、条例に基づく商品の表示基準について諮問がなされ、同日、迅速な調査審議を行うため商品表示の適正化部会を立ち上げ、これを受けて10月10日に第1回の商品表示の適正化部会を開催させていただいて、部会の皆様で調査審議をさせていただきました。この10月10日の第1回の商品表示の適正化部会では、現在、画面に資料共有しております資料1－1に沿って、事務局から今後のスケジュールとか国の動向、食品表示制度、調理冷凍食品における個別表示ルールの概要、あと他の都市や大阪市が条例に基づき実施している商品表示基準の調査実績など、基準が実際守られているのかどうかとかいうことについてのご説明をいただきました。その後、各委員からのご意見をまとめ、商品表示の適正化部会の意見として、資料1－2商品表示の適正部会の調査審議結果の通り、調理冷凍食品の取扱いに関しては、国と同様に廃止するという部会一致した意見として結論付けてまいりました。また、今回、直接、部会での審議の対象となったわけではないんですけれども、資料1－2の下に書いてある、他の11品目というものが残っておりまして、今後どうするかということが多分問題になってくるんですけれども、これにつきましても、国、法律レベル、あと他都市の動向を注視するとともに、条例に基づく店舗等への基準対象商品の表示にかかる調査実績を踏まえまして、今後必要に応じて、検討するということしております。

部会での審議状況についてのご報告をさせていただきました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○松井会長

松尾部会長、どうもありがとうございました。以上で部会での調査検討の結果をご報告いたしました。続きまして、答申案の説明の方に進んでまいります。こちらは事務局の方からご説明お願いいたします。

○事務局

消費者センター所長の中川でございます。私の方から答申案についてご説明をいたします。資料２－１ 答申案及び資料２－２ 別紙をご覧ください。

資料２－１は、本審議会から大阪市へ宛てた鑑の部分であり、２－２は今しがた松尾部会長からご説明をいただきました、部会での調査審議結果を事務局の方で答申案として整理したものです。

資料２－２冒頭記載の本件の経緯に続く内容は、資料１－２と同一の内容でございます。それでは答申案を読み上げます。

令和７年９月５日に大阪市長から大阪市消費者保護条例（以下、「条例」という。）に基づく商品の品質表示基準（以下、「品質表示基準」という。）について、諮問を受けた。

大阪市は、食品表示法などの法律の規定を補完し、消費者が自ら望む商品を適切に選択できるように、条例第１３条（商品等の表示）に基づいて１２品目にわたる品質表示基準を規定しており、市内で販売される商品を製造・販売する事業者に対して、商品にかかる使用上の注意などを表示するよう義務づけている。

一方、国は令和５年度に「食品表示基準の国際表示基準への整合化を推進する」との方針を打ち出し、食品表示基準にかかる個別品目ごとの表示ルールを合理的かつシンプルでわかりやすい横断的な基準で見直すことを基本に、有識者からなる懇談会等で順次検討が進められ、必要な改正を行っているところである。

そうした中、調理冷凍食品をはじめとする一部の品目にかかる個別表示ルールの廃止に伴う食品表示基準の一部改正が令和７年３月２８日施行、ただし、調理冷凍食品に関する規定の施行は令和８年４月１日となったことにより、大阪市が条例で規定している品質表示基準にある調理冷凍食品について改正を検討することになったところである。

審議にあたっては、調理冷凍食品に関する規定の廃止施行日が令和８年４月１日であり、迅速な対応が必要なことから、大阪市消費者保護審議会規則第４条により、「商品表示の適正化部会」を新たに設置し、令和７年１０月１０日に同部会を開催し

て調査検討を行った。同部会での調査検討結果を令和 7 年 12 月 10 日に開催した第 68 回大阪市消費者保護審議会で審議し、下記のとおり答申として取りまとめたので、本答申を踏まえて改正等を進めていただきたい。

1 調理冷凍食品の取扱いについて

条例に基づく調理冷凍食品の品質表示基準については、国と同様に廃止する。

[審議会での意見]

- ・表示事項は煩雑であり、国が廃止とした理由として表示のわかりやすさやシンプルさ、国際的なスタンダードに合わせていくことは理解できる。
- ・全国展開されている商品について、同じ商品であってもその地域の基準に合わせる必要があることから、製造・販売事業者に特段のローカルルール義務を課す必要性は感じられない。市内には多くの食品事業者がいる中では、国の基準に合わせたほうがよい。
- ・調理冷凍食品の表示ルールがすべて廃止されるものでなく、横断的ルールにより、食品表示法に合わせるものであり、大阪市が特化して国とは違う独自ルールを定める理由もなく、廃止するとしても、ただちに消費者が不利益を被るとは考えられない。

2 調理冷凍食品を除く他の 11 品目の取扱いについて

今回は、商品の品質表示基準について、食品表示法の一部改正により、早期に対応が必要であった調理冷凍食品についてのみ検討してきたが、残る 11 品目の取扱いについては、今後の国の見直し状況や、同様に個別の品質表示基準を規定している他都市の動向を注視するとともに、大阪市として例年実施している市内の店舗等への基準対象となっている各商品の表示状況調査における遵守等の状況も鑑みながら、必要な検討を進めていただきたい。

以下、表に残り 11 品目を記載しております。

なお、審議にあたりまして補足をいたしますと、本市は、現在 12 品目について表示基準を定めているところであり、この度、そのうち一つの品目、調理冷凍食品について定めている表示事項である「原材料配合割合」と「使用上の注意」を来年 4 月

に国が同種の基準を廃止することに伴って廃止するものです。他都市の状況を申し上げますと、本市同様、個別表示ルールを設けている東京都、神奈川県、名古屋市、神戸市はいずれもルール廃止、京都市は検討中ということでございます。資料の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○松井会長

ご説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様方からのご意見やご質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。

ご意見等がおありの方は、挙手の機能を使うか、マイクのミュートを外して、ご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。今回の調理冷凍食品に関するルールは廃止というのが原案ということになりますが。いかがでしょうか。

特にご意見、ご異論等ないようですので、それでは、答申につきまして、原案が資料の2-1、2-2ということになりますが、今ご説明いただいたこの原案通りということで、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

はい。ありがとうございます。それでは、本審議会として、原案通りの答申ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、今後のスケジュールにつきまして、事務局の方からご説明の方、お願いいたします。

○事務局

答申案をご承認いただきまして、ありがとうございました。今後、答申案につきましては、本日の資料から、本市法規担当との調整の中で、内容に影響がない訂正、体裁、文言を事務的に修正する場合があることをご了承くださいますようお願いいたします。

今後の予定につきましては、資料3にこれまでの経過で今後の予定というところがございます。

本日審議会からいただいた答申を松井会長の署名入りでいただいた後に、年明け1月上旬から2月上旬にかけて、意見公募を行ってまいります。広く意見募集するパブリックコメントと同じですが、条例・規則の改正の場合は、意見公募という手法になっております。その後、内部の決裁等を終えまして、公表の段となりましたら、委員の皆様にもお知らせをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ます。

以上でございます。

○松井会長

ありがとうございました。それでは続きまして、議題（２）その他ですけれども、その他の議題につきまして、何かございますでしょうか。

○事務局

事務局からはその他の議題はございません。

○松井会長

承知いたしました。それでは、その他なしということで、本日予定していた議題につきましては、これで全て終了いたしましたので、私の方から簡単ですけれども締めさせていただきます。本日は、９月の諮問に関する本審議会の答申を取りまとめたということになります。その原案を作成するにあたりまして、ご尽力いただきました、適正化部会の松尾部会長をはじめ、部会の委員の皆様方には心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。今後もまた、こういった、諮問等がありましたら、随時審議会を開き、審議をして参りたいと思っております。引き続き皆様方のご協力よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。私からは以上です。事務局の方にお戻しいたします。

○事務局

松井会長ありがとうございました。

それでは最後に、井元地域安全担当部長よりご挨拶を申し上げます。

○井元地域安全担当部長

地域安全担当部長の井元でございます。委員の皆様、本日は年末も控えたお忙しい中、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

また、松尾部会長を始めといたしまして、適正化部会の皆様におかれましては、短い期間であったにもかかわらず、大阪市消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準につきましてご協議いただき、かつ貴重なご意見もいただきました。本当にありがとうございます。本日いただきました答申に基づきまして、着実に手続きの方を進めさせていただきたいと思っております。

今後も消費者の安心あるいは安全を念頭においた消費者行政に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、引き続き本市消費者行政へのご指導およびご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○事務局

それでは、これをもちまして、第 68 回消費者保護審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。WEB 参加の委員の皆様におかれましては、順次ご退出お願いいたします。どうもありがとうございました。